

# 障害者就労施設等からの物品等の調達に関する実態調査

## 結 果 報 告 書

平成 28 年 3 月

総務省山梨行政評価事務所



## 目 次

第 1 調査の目的等	1
第 2 調査の結果	2
1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進	2
(1) 地方支分部局等における障害者就労施設等からの物品等の 調達の現状	3
(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針 (調達方針) の適用状況	7
(3) 国等に対する障害者就労施設等の意見等	12
2 県等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	104
(1) 山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	104
(2) 山梨県内の障害者就労施設等の状況	108
(3) 甲府市における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状	112
(4) 甲府市内の障害者就労施設等の状況	114

## 図表等目次

### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

(関係法令等)

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（抜粋）	15
表1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）（抜粋）	19
表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第一条第二号イからハマまでに規定する厚生労働省令で定める省令（平成25年厚生労働省令第7号）	21
表1-④ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）	22
表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（抜粋）	28
表1-⑥ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程（契約の方法に関する定め）（平成15年10月1日規程第14号）（抜粋）	30

(各省庁の調達方針)

表1-⑦ 平成27年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	31
表1-⑧ 総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	36
表1-⑨ 平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	40
表1-⑩ 平成27年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針	45

表 1 - ⑪ 平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達  
の推進を図るための方針……………50

表 1 - ⑫ 平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の  
調達の推進を図るための方針……………55

表 1 - ⑬ 平成27年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の  
調達の推進を図るための方針……………60

(独立行政法人の調達方針)

表 1 - ⑭ 平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を  
図るための方針（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）……………65

表 1 - ⑮ 平成27年度における国立病院機構の障害者就労施設等からの物品等  
の調達の推進を図るための方針……………68

表 1 - ⑯ 平成27年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等から  
の物品等の調達の推進を図るための方針……………72

表 1 - ⑰ 平成27年度における日本貿易振興機構の障害者就労施設等からの物  
品等の調達の推進を図るための方針……………75

(特殊法人の調達方針)

表 1 - ⑱ 平成27年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等  
の調達の推進を図るための方針……………80

表 1 - ⑲ 平成27年度における株式会社日本政策金融公庫の障害者就労施設等  
からの物品等の調達の推進を図るための方針……………85

表 1 - (1) - ア - ① 障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由……………90

表 1 - (1) - ア - ② 障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由  
(理由別) ……………92

表 1 - (1) - ア - ③ 平成25年度調達実績（組織別・物品等別内訳）……………93

表 1 - (1) - ア - ④	平成26年度調達実績（組織別・物品等別内訳）	94
表 1 - (1) - ア - ⑤	平成27年度調達実績（組織別・物品等別内訳）	95
表 1 - (1) - イ - ①	平成25年度及び26年度の調査対象機関等における目標	96
表 1 - (1) - イ - ②	調達方針における調達目標と調達実績の比較	98
表 1 - (2) - イ - ①	障害者就労施設等に関する情報収集方法（国の地方 支分部局）	99
表 1 - (2) - イ - ②	障害者就労施設等に関する情報収集方法（独立行政 法人及び特殊法人の支所等）	100
表 1 - (2) - ウ - ①	障害者就労施設等から見積書を徴取していない理由	101
表 1 - (2) - ウ - ②	障害者就労施設等から見積書を徴取していない理由 （理由別）	103

## 2 県等における障害者就労施設等からの物品等調達の現状

表 2 - (1) - ア	平成27年度における山梨県の障害者就労施設等からの物品等の 調達の推進を図るための方針	116
表 2 - (2) - ア	障害者就労施設等の定義	118
表 2 - (3) - ア	平成27年度における甲府市の障害者就労施設等からの物品等の 調達の推進を図るための方針	120

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。

障害者優先調達推進法は、障害者が自立した生活を送るためには就労によって経済的な基盤を確立することが重要であり、このためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが必要であることから、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する措置を講ずることを定めたものである。

具体的には、①国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定する、②各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、国の基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表する、③地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、実績を公表するとされている。

一方、国の地方支分部局においては障害者優先調達推進法の趣旨が十分に周知されていない、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する情報収集が行われていないなど、障害者優先調達の推進のための取組が十分でないことから当該調達が低調となっている等の状況がみられる。

なお、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方等について、施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。

本調査は、このような状況を踏まえ、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進する観点から、国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等における調達方針の適用状況、調達の取組等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

甲府市内に所在する国の地方支分部局（8）

### (2) 関連調査等対象機関

甲府市内に所在する独立行政法人・特殊法人の支所等（6）、山梨県、甲府市、障害者就労施設等、関係団体 等

## 3 担当局所

山梨行政評価事務所

## 4 実施時期

平成27年12月～28年3月

## 第2 調査の結果

### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

調査結果	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が平成25年4月に施行された。</p> <p>障害者優先調達推進法第3条では、国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第5条第1項では、国は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。同条第2項において、基本方針には、i）国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向、ii）優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項、iii）障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項、iv）その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項を定めるものとするとしてされており、国は基本方針を平成25年4月23日に閣議決定している。</p> <p>なお、基本方針では、優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項において、調達に当たり留意すべき点の一つとして、「地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。」と記載されている。</p> <p>さらに、障害者優先調達推進法第6条第1項では、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成しなければならないとされており、同条第2項において、i）当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標（以下「調達目標」という。）、ii）その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項を定めるものと</p>	<p>表1-① 表1-② 表1-③</p> <p>表1-④</p> <p>表1-⑦～⑱</p>

するとされており、各省庁及び独立行政法人等が作成した調達方針をみると、ii) の事項については、「調達方針の適用範囲、随意契約の活用等、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制、地方支分部局等における調達の推進、調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法」等が記載されている。

(注) 障害者優先調達推進法附則第2条第1項では、障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされている。

## 【調査結果】

### (1) 地方支分部局等における障害者就労施設等からの物品等調達の現状

今回、甲府市内に存する国の地方支分部局のうち、関東管区警察局山梨県情報通信部、山梨行政評価事務所、甲府地方法務局、関東財務局甲府財務事務所、山梨労働局、関東森林管理局山梨森林管理事務所、関東地方整備局甲府河川国道事務所、同局富士川砂防事務所（以下「8行政機関」という。）及び甲府市内に存する独立行政法人・特殊法人の支所等のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）、独立行政法人国立病院機構（甲府病院）、独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）、独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）、日本年金機構（甲府年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）（以下「6法人」という。）について、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績・情報収集の状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

#### ア 障害者就労施設等からの物品等の調達実績

今回調査した8行政機関及び6法人における平成25年度、26年度及び27年度（11月30日現在）の障害者就労施設等からの物品等の調達実績をみると、表1及び表2のとおり、3か年度とも調達実績があるのは2行政機関等（山梨労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部））、2か年度実績がないのは2行政機関等（山梨行政評価事務所、独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院））、3か年度とも実績がないのは10行政機関等（山梨県情報通信部、甲府地方法務局、甲府財務事務所、山梨森林管理事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、独立行政法人国立病院機構（甲府病院）、独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）、日本年金機構（甲府年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（甲府支店））となっている。

なお、調達実績がない行政機関等は、その理由について次のとおり説明している。

i) 上部機関等が一括して調達を行っており、独自で調達している物品等が限られているため（8行政機関等）

表1－(1)－ア  
－①・②

<p>ii) 独自で調達している物品等について、各種品目をまとめて調達しており、障害者就労施設等の取扱品目に合致しなかったため（3行政機関）</p> <p>iii) 価格が安価ではなかったため（2行政機関）</p> <p>iv) 情報収集をしていないため（2行政機関等）</p> <p>一方で、調達実績がある行政機関等では、次のような事例がみられた。</p> <p>i) 主要な事務用品等については、上部機関等において一括で調達しているが、独自で調達する物品等については、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討し、調達にいたった事例（1法人）</p> <p>ii) 障害者就労施設等から物品等を調達する場合、一般事業者より価格が高いことを前提に、障害者優先調達推進法の趣旨を理解した上で予算の範囲内で調達している事例（3行政機関等）</p> <p>また、調達実績がある行政機関等の中には、障害者就労施設等から物品等の調達を行うに当たり、上部機関等から具体的な調達方法や調達手順、見積書の徴取等に関する指示があったため、積極的に調達を行うことができたとの意見を有している行政機関等もみられた。</p> <p>なお、8行政機関及び6法人に対し、上部機関等からの具体的な調達方法や調達手順、見積書の徴取に関する指示の有無を確認したところ、11行政機関等では指示がなかった。</p>	
---	--

表1 障害者就労施設等からの物品等の調達の実績（国の地方支分部局）

（単位：件、円）

調査 対象機関	年度		平成 25		平成 26		平成 27		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
山梨県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨行政評価事務所	0	0	0	0	2	13,640	2	13,640	2	13,640
甲府地方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨労働局	4	466,200	7	463,084	6	493,108	17	1,422,392	17	1,422,392
山梨森林管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府河川国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士川砂防事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	466,200	7	463,084	8	506,748	19	1,436,032	19	1,436,032

（注）1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成 27 年度は 11 月 30 日現在の実績である。

表2 障害者就労施設等からの物品等の調達の実績（独立行政法人・特殊法人の支所等）

（単位：件、円）

調査 対象機関	年度	平成 25		平成 26		平成 27		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
<b>（独立行政法人）</b>		9	186,652	17	170,266	9	237,076	35	593,994
高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）		9	186,652	17	170,266	9	237,076	35	593,994
国立病院機構（甲府病院）		0	0	0	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構（山梨病院）		-	-	0	0	0	0	0	0
日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）		0	0	0	0	0	0	0	0
<b>（特殊法人）</b>		0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構（甲府年金事務所）		0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		9	186,652	17	170,266	9	237,076	35	593,994

（注）1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成 27 年度は 11 月 30 日現在の実績である。

3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）の実績において、平成 25 年度及び 26 年度は、山梨高齢・障害者雇用支援センター、山梨職業訓練支援センター及び山梨障害者職業センターの実績、27 年度は、山梨支部、山梨職業能力開発促進センター及び山梨障害者職業センターの実績を合計したものである。

4 独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）は、平成 26 年 4 月 1 日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25 年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

5 独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）及び株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）は、平成 27 年 12 月 1 日以降に物品等の調達を行っている。

i) 独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）：平成 28 年 2 月 2 日契約（（フラットファイル）1 件、4,320 円）

ii) 株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）：平成 27 年 12 月 25 日契約（（フラットファイル）1 件、17,280 円）

3 か年度（合計）の品目別の件数及び金額の実績をみると、表 3 のとおり、件数は、全体では 54 件、このうち物品が 6 件（11.1%）、役務が 48 件（88.9%）となっている。また、金額は、全体では 203 万 26 円、このうち物品が 11 万 7,258 円（5.8%）、役務が 191 万 2,768 円（94.2%）となっている。

件数の内訳をみると、物品は「事務用品・書籍」（3 件）、役務は「印刷」

(36件)が最も多い。金額では、物品は、「その他の物品」(8万7,532円)、役務は「その他の役務」(81万6,000円)が最も多い。役務及び物品を比較すると、件数、金額ともに役務の割合が高くなっている。

表3 平成25年度から27年度(合計)品目別の件数及び金額の実績

(単位:件、円)

種 類	件数	割合	金額	
			金額	割合
物品	6	11.1%	117,258	5.8%
事務用品・書籍	3	5.6%	25,026	1.3%
食料品・飲料	0	0.0%	0	0.0%
小物雑貨	2	3.7%	4,700	0.2%
その他の物品	1	1.8%	87,532	4.3%
役務	48	88.9%	1,912,768	94.2%
印刷	36	66.7%	673,214	33.2%
クリーニング	0	0.0%	0	0.0%
清掃・施設管理	2	3.7%	179,554	8.8%
情報処理・テープ起こし	6	11.1%	244,000	12.0%
飲食店等の運営	0	0.0%	0	0.0%
その他の役務	4	7.4%	816,000	40.2%
合 計	54	100.0%	2,030,026	100.0%

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成27年度は11月30日までの状況である。

3 物品における「事務用品・書籍」は、クリアファイル及びフラットファイル、「小物雑貨」は、アクリルたわし、「その他の物品」は、災害用の簡易トイレ等、役務における「印刷」は、名刺及びリーフレットの作成、「その他の役務」は、印刷物の編成業務が主なものである。

## イ 調達方針における調達目標と実績の比較

各省庁及び独立行政法人等が定めた調達方針における調達目標をみると、障害者就労施設等からの物品等の調達については、「前年度の実績を上回る」、「物品等の種別毎(物品・役務)に前年度の実績を上回る」又は「物品及び役務の調達について、(物品・役務の種別毎に)積極的に取り組む(調達の促進を図る)」こととされている(注1)。

そこで、調達方針において明確な目標が設定されている12行政機関等(注2)について、平成25年度及び26年度の調達実績と各調達方針の目標等を比較(件数及び金額のいずれかが上回っている。)したところ、2か年度とも上回っているのは2行政機関等、1か年度上回っていないのは1法人、残り9行政機関等については、2か年度とも上回っていない。

調達実績が目標を上回っていない10行政機関等は、その理由について、i) 上部機関等が一括して調達を行っており、独自で調達している物品等が限られているため、ii) 履行条件等が障害者就労施設等と合わなかった

表1-(1)-ア  
-③・④・⑤

表1-(1)-イ  
-①

表1-(1)-イ  
-②

ため、iii) 限られた予算の範囲において、適正な予算執行及び公平性・透明性・競争性を確保した上で調達を行っているため等と説明している。

なお、甲府地方法務局、甲府財務事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）及び株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）は、調達目標の達成状況については、本省、ブロック機関又は本部等全体でとらえるとしている。

(注1) 明確な目標（「前年度の実績を上回る」又は「物品等の種別毎（物品・役務）に前年度の実績を上回る」）が設定されている 12 行政機関等のうち、i) 調達目標が「件数・金額の両方」と考えているのは 5 行政機関等、ii) 「件数・金額のいずれか」と考えているのは 1 行政機関等、iii) 「件数」と考えているのは 4 行政機関、iv) 「金額」と考えているのは 2 行政機関等である。

(注2) 調達方針において明確な目標が設定されている 12 行政機関等は、山梨県情報通信部、山梨行政評価事務所、甲府地方法務局、甲府財務事務所、山梨労働局、山梨森林管理事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）、独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）、日本年金機構（甲府年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）である。

## (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針（調達方針）の適用状況

### ア 調達方針の適用範囲

各省庁及び独立行政法人等の調達方針では、当該調達方針の適用部局が定められており、今回調査した 8 行政機関及び 6 法人は、いずれも本省又は本部等の調達方針が適用されるとしている。

また、調達方針では、表 4 に記載した「物品・役務の品目分類及び調達先の分類」を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するとされている。

表 4 物品・役務の品目分類及び調達先の分類

【物品・役務の品目分類】		
種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など

	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プリンター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別など

【調達先の分類】		
a	就労継続支援 A 型・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主

在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

- (注) 1 厚生労働省の調達方針に基づき、当事務所が作成した。
- 2 障害者優先調達推進法第6条第1項に基づき、各省各庁の長は、毎年度、調達方針を定めなければならないとされている。しかし、総務省は調達方針を毎年度作成していない。

## イ 障害者就労施設等に関する情報収集

各省庁の調達方針では、「地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。」とされている。

なお、独立行政法人国立病院機構及び日本年金機構においても「周辺地域の障害者就労施設等に関する情報を収集し、当該障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討する。」等と記載されている。

今回、8行政機関及び6法人における平成25年度、26年度及び27年度（11月30日現在）の障害者就労施設等からの物品等の調達に係る情報収集の状況を調査したところ、12行政機関等が情報収集を行っている。しかし、2行政機関等（山梨森林管理事務所、独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院））は情報収集を行っていない。

障害者就労施設等から情報収集することは、障害者就労施設等の受注機会の増大につながり、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進することになると考えられる。

また、情報収集を行っている機関等の方法をみると、表5のとおり、「厚生労働省ホームページから地域周辺の障害者就労施設等を検索」が各年度11行政機関等と最も多い。一方で、共同受注窓口（注）への照会は各年度1行政機関（1法人）と少ない。このため、8行政機関及び6法人に共同受注窓口の認識の有無を確認したところ、表6のとおり、10行政機関等が知らなかったとしている。

- (注) 共同受注窓口は、障害者就労施設で就労する障害者の工賃向上のため、受注受付、生産管理、品質管理及び提供商品の開発支援を行うことを目的に設立され、厚生労働省からの補助事業により整備が進められている。

また、基本方針では、共同受注窓口が障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとされている。

表1-(2)-イ  
-①・②

表5 情報収集の方法

区分	年度	8 行政機関			6 法人			計		
		25	26	27	25	26	27	25	26	27
厚生労働省ホームページから地域 周辺の障害者就労施設等を検索		7	7	7	4	4	4	11	11	11
共同受注窓口への照会		0	1	1	1	0	0	1	1	1
在宅就業支援団体への照会		1	1	1	0	0	1	1	1	2
個別の障害者就労施設等への照会		1	1	2	2	2	1	3	3	3
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		9	10	11	7	6	6	16	16	17

- (注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
 2 平成27年度は11月30日までの状況である。  
 3 障害者優先調達推進法に該当する共同受注窓口は、平成26年4月に開設されたが、以前より同様の活動を行っている団体が存在した。

表6 共同受注窓口を認識していない行政機関等

区 分	行政機関等名
国の地方支分部局 (6)	山梨県情報通信部、山梨行政評価事務所、甲府財務事務所、 山梨森林管理事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事 務所
独立行政法人の支所 等(3)	独立行政法人国立病院機構(甲府病院)、独立行政法人地域 医療機能推進機構(山梨病院)、独立行政法人日本貿易振興 機構(山梨貿易情報センター)
特殊法人の支所等 (1)	株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)
合 計	10 行政機関等

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

## ウ 随意契約の活用等

各省庁の調達方針をみると、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するとしてい

<p>る。また、独立行政法人等の調達方針においても、会計規程等の該当条項を適用して、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するとしている。</p> <p>前述（１）－アにおいて、物品等の調達実績のあった 54 件は全て随意契約により調達を行っており、内訳は、予決令第 99 条第 3 号又は第 7 号の適用（いわゆる少額随契）が 6 件（11.1%）、予決令第 99 条第 16 号の 2 又は同様の会計規程等の該当条項（注）の適用は 48 件（88.9%）となっている。</p> <p>（注） 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の会計規程第 67 条「随意契約の要件」第 14 号（慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。）</p>	<p>表 1－⑤</p> <p>表 1－⑥</p>
<p>他方、基本方針「４．その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項」の「(4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等」の②において、「随意契約において、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条の 6 の規定に基づき、2 人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を 1 人以上含めて徴するよう努めること。」とされている。</p> <p>そこで、8 行政機関及び 6 法人から、平成 25 年度、26 年度及び 27 年度（11 月 30 日現在）の随意契約における障害者就労施設等からの見積書の徴取状況を聴取したところ、3 か年度とも調達実績がない 10 行政機関等（注）では、障害者就労施設等からの見積書を徴取していない状況がみられた。</p> <p>（注） 調達実績がない 10 行政機関等は、山梨県情報通信部、甲府地方法務局、甲府財務事務所、山梨森林管理事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、独立行政法人国立病院機構（甲府病院）、独立行政法人日本貿易振興機構（山梨貿易情報センター）、日本年金機構（甲府年金事務所）、株式会社日本政策金融公庫（甲府支店）である。</p>	<p>表 1－④（再掲）</p>
<p>なお、3 か年度とも調達実績がない行政機関等は、その理由について次のとおり説明している。</p> <p>i) 上部機関等が一括して調達を行っており、独自で調達している物品等が限られているため（7 行政機関等）</p> <p>ii) 独自で調達している物品等について、各種品目をまとめて調達しており、障害者就労施設等の取扱品目に合致しなかったため（3 行政機関等）</p> <p>iii) 価格が安価ではなかったため（1 行政機関）</p> <p>iv) 情報収集をしていないため（1 行政機関）</p>	<p>表 1－(2)－ウ －①・②</p>

v) 障害者就労施設等から照会がなかったため（1 行政機関）

しかし、当該行政機関等は、物品等を随意契約により障害者就労施設等以外から調達しており、障害者就労施設等から見積書を徴取する余地はあるものと考えられる。

なお、障害者就労施設等から見積書を徴取することは、障害者就労施設等の受注機会の増大につながり、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進することになると考えられる。

### (3) 国等に対する障害者就労施設等の意見等

今回、山梨県内に存する障害者就労施設等のうち 6 施設等を選定し、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達に係る意見等を聴取した結果は、次のとおりである。

#### ア 国等が提供する情報の認識及び活用

意見等を聴取した 6 施設等に対し、平成 25 年度、26 年度及び 27 年度（11 月 30 日現在）の各省庁及び独立行政法人等が公表している調達方針及び調達実績（以下「調達方針等」という。）の認識の有無を確認したところ、2 施設等が知らなかったとしている。

また、調達方針等を認識している 4 施設等に対し、調達方針等の活用の有無を確認したところ、活用している施設等は皆無であった。

そこで、6 施設等に対し、国等から提供してほしい情報に関する意見等を聴取した結果は、次のとおりであった。

① 山梨県内に存する国の地方支分部局等の機関数、所在地、調達担当部署等が分からないため、地方支分部局等に対する効率的な営業活動等を行うことが困難である。厚生労働省又は山梨県のホームページに山梨県内に存する地方支分部局等一覧（所在地、調達担当部署等）を掲載してほしい。

② 各省庁及び独立行政法人等が公表している調達実績では、地方支分部局等において調達している物品等の品目を把握することができないため、新たに提供する物品等の検討や地方支分部局等に対する効率的な営業活動等を行うことが困難である。ホームページ等に地方支分部局等において調達している物品等の品目に係る情報を掲載してほしい。

③ 毎年度、各省庁及び独立行政法人等における調達実績が公表されているが、当該機関等全体の調達実績のみではなく、都道府県単位の調達実績も公表してほしい。

現在、各省庁及び独立行政法人等における全体の調達実績は増加傾向にあるが、都道府県単位では、都市部（東京等）のみ調達実績が増加していることが考えられる。

④ 現在、国の地方支分部局等及び障害者就労施設等の双方において、情

報提供が不足している。今後は積極的に情報提供を行う必要があると考えている。

- ⑤ 国の地方支分部局等に対し、積極的に営業を行う必要があると考えているが、通常業務の繁忙から定期的に営業活動を実施することが難しい。したがって、地方支分部局等からも障害者就労施設等に対し、情報提供や照会等を積極的に行ってほしい。

## イ 障害者優先調達推進法に関する意見・要望

意見等を聴取した6施設等に対し、障害者優先調達推進法に関する意見等を聴取した結果は、次のとおりであった。

- ① 現状の障害者優先調達推進法や同法に基づく調達方針は、あくまで努力目標であると認識しているが、国等が調達する物品等の一定割合を障害者就労施設等から調達することを義務づけた方が良いと考える。
- ② 山梨県又は市町村に物品等を提供する場合、契約方法に関わらず、一般競争入札の参加資格申請（更新）が必要となる。しかし、当該申請（更新）手続きが難解に感じるため、障害者優先調達推進法を考慮し、手続きの簡略化又は免除をしてほしい。
- ③ 国の地方支分部局及び独立行政法人・特殊法人の支所等の中には、上部機関において一括で調達を行っているため、受注にいたらなかったことがあった。全てを上部機関において一括で調達するのではなく、一部は障害者就労施設等から調達するなど柔軟な対応を検討してほしい。
- ④ 障害者就労施設等の中には、パンやクッキーの製造を行う施設が多いため、国等に提供可能な物品等は少ないと思われる。

国等は、上記を考慮し、「予算の範囲内で必要な物品等を調達する」ほかに、「庁舎内の一部スペースで食品の販売ができるようにする」など、間接的に障害者就労施設等からの調達を行うことができるように工夫をしてほしい。

- ⑤ i) 障害者就労施設等は、パンやクッキーを製造する施設が多いこと、  
ii) 国等が調達する物品等は主に事務用品であるが、障害者就労施設等にとって、事務用品の受注は、あまり「障害者の工賃向上」にはつながらないことから（注）、障害者優先調達推進法は、障害者就労施設等における作業実態とかい離しているように思える。

同法の趣旨である「障害者の工賃向上」を目指すのであれば、障害者就労施設等が民間企業とともに役務を行っていけるような支援を行った方が障害者就労施設等のメリットは大きいと考える。

（注） 障害者就労施設等が提供を行う事務用品は、基本的に民間業者から外注した物品を障害者の方が包装作業等を行い、障害者就労施設等の物品として提供を行う。そのため、原材料費が多くを占めるため、障害者の工賃が少なく

なってしまう。

- ⑥ 「共同受注窓口業務の運営費抛出」及び「障害者の工賃向上」という2つの課題を解決するために、障害者就労施設等から物品等を調達する場合、「購入金額の一定割合を仲介手数料、工賃購入金額」等に当てるなどの規定を設けてほしい。

**【所見】**

したがって、国の地方支分部局等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること。

(関東森林管理局山梨森林管理事務所、独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院))

- ② 随意契約において見積書を徴する場合、障害者就労施設等からの徴取に努めること。

(関東管区警察局山梨県情報通信部、甲府地方法務局、関東財務局甲府財務事務所、関東森林管理局山梨森林管理事務所、関東地方整備局甲府河川国道事務所、同局富士川砂防事務所、独立行政法人国立病院機構(甲府病院)、独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)、日本年金機構(甲府年金事務所)、株式会社日本政策金融公庫(甲府支店))

表1-① 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成二十四年六月二十七日法律第五十号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達等の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第三十七条第二項に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。

4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。

5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国から

の出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。

6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

#### （国及び独立行政法人等の責務）

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

#### （地方公共団体及び地方独立行政法人の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

#### （障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針）

第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

- 3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。
- 5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一条 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

## 附 則

(検討)

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

表 1-② 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令  
(平成二十五年一月三十日政令第二十二号)(抜粋)

内閣は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第二項第三号及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第二項第三号の政令で定める事業所)

第一条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める事業所は、次のとおりとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

二 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

イ 身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者をいう。）、知的障害者（同条第四号に規定する知的障害者をいう。ハにおいて同じ。）、又は精神障害者（同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。ハにおいて同じ。）である労働者（同法第四十三条第一項に規定する労働者をいう。以下この号において同じ。）の数（短時間労働者（同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下この号において同じ。）を合計した数（以下この号において「障害者数」という。）が五人以上であること。

ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が百分の二十以上であること。

ハ 障害者数のうちに重度身体障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が百分の三十以上であること。

(法第二条第五項の政令で定める法人)

第二条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・

神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人水産大学校、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働安全衛生総

合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二 日本私立学校振興・共済事業団

三 沖縄振興開発金融公庫

四 株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

五 日本中央競馬会及び日本年金機構

表1-③ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令（平成二十五年一月三十日厚生労働省令第七号）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第一条第二号イからハまでの規定に基づき、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合を定める省令を次のように定める。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律施行令第一条第二号イからハまでに規定する厚生労働省令で定める割合は、二分の一とする。

表 1 - 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針  
(平成25年 4月23日閣議決定)

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、国及び独立行政法人等が障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。

1. 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義

雇用・就業は、障害者の自立の促進のための重要な柱であることから、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保することが必要である。

このような観点から、障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の増進を図ることが極めて重要である。

その際、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（法第 2 条第 5 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

（以下「国等」という。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が果たす役割は極めて大きい。国等及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を増進することが重要である。この基本方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条（職業相談等）及び第 19 条（雇用の促進等）の趣旨にも合致するものである。

## (2) 基本的考え方

国及び独立行政法人等は、法第3条の規定に基づき、物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととされている。

また、法第6条の規定に基づき、各省各庁の長（法第2条第7項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成・公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方にとり、調達を行うものとする。

- ① 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努めるものとする。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施に当たっては、国等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。
- ③ 政府調達に関する協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和を図るものとする。

## 2. 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

### (1) 基本的考え方

国等は、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。例えば、物品においては庁用品、各種記念品、食料品・弁当等、役務においては印刷、クリーニング、清掃、会議の議事録作成、ホームページ管理等が国等において実績として調達されているところであり、引き続きこれらの物品等の調達を積極的に行うとともに、

これまで調達の実績のない物品等の調達についても検討するものとする。

(2) 調達に当たり留意すべき点

物品等の調達に当たっては、(1)に掲げる基本的考え方のほか、以下の点にも留意するものとする。

- ① 予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- ② 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- ③ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- ④ 地方支分部局等において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進することにより、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(3) その他

国等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は国等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口について、障害者就労施設等の質の向上及び供給の円滑化に資するものであることに鑑み、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの物品等の調達に準じて取り扱うものとする。

### 3. 障害者就労施設等に対する国等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

国等は、透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 一般競争契約等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ② 調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- ③ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

### 4. その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

#### (1) 調達の推進体制の在り方

国等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関の全ての内部組織が参画することとし、特に、会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

#### (2) 調達方針の作成における留意事項

##### ① 適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律に物品等の調達を推進することが困難である場合においては、個別に調達方針を作成するものとする。

##### ② 目標設定

調達方針の目標設定に当たっては、物品及び役務の種別ごとに、調達実績額が前年度を上回ることを目標とするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとする。

(3) 調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

① 各省各庁及び独立行政法人等における対応

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

② 厚生労働省における対応

厚生労働大臣は、法第7条第1項の規定に基づき、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された障害者就労施設等からの物品等の調達（共同受注窓口との契約による調達を含む。以下この項において同じ。）の実績の概要を取りまとめ、国等における障害者就労施設等からの物品等の全体の調達額、物品及び役務ごとの調達額並びに主な調達品目を公表するものとする。

また、厚生労働大臣は、地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績について、都道府県の協力を得て、国等の概要に準じて取りまとめ、公表するものとする。

(4) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

法第10条の規定に基づき、国等は、公契約について、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

具体的な措置については、同条に例示するもののほか、例えば、以下に掲げるものが挙げられる。

① 競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（以下単に「法定雇用障害者数」という。）以上の障害者を雇用している事業主であるか又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者であるかについて申告を行わせ、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない事業主又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していない者に対して適切な機関を教示する等障害者の就業の促進に関して理解を求めること。

② 随意契約において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の6の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業

主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を1人以上含めて徴するよう努めること。

- ③ 随意契約において、見積書を徴することを省略する場合には、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している事業主、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達している者又は障害者就労施設等を優先して契約の相手方とするよう努めること。

(5) 関係省庁等連絡会議の設置

障害者就労施設等からの物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討等を行う関係省庁等連絡会議を設置する。

(6) 本基本方針の見直し

国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本基本方針の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の円滑な実施に資するよう、厚生労働大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長及び地方公共団体等の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、厚生労働大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、あらかじめ、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

(7) 厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請

各省各庁の長等（法第5条第3項に規定する各省各庁の長等をいう。）は、法第8条の規定に基づく厚生労働大臣又は内閣総理大臣からの要請があった場合には、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対し、対応等について報告するものとする。

表1-⑤ 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）（抜粋）

（入札の公告）

第七十四条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも十日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第七十五条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項。
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項。
- 三 契約条項を示す場所。
- 四 競争執行の場所及び日時。
- 五 会計法第二十九条の四第一項の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項。

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が五十万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が三十万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。
- 八 運送又は保管をさせるとき。
- 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。

- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

表1-⑥ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程（契約の方法に関する定め）（平成十五年十月一日規程第十四号）（抜粋）

<p>第六十七条 契約担当役は、一般競争に付することを不利と認める場合のほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。</li><li>(2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。</li><li>(3) 機構の行為を秘密にする必要があるとき。</li><li>(4) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき。</li><li>(5) 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</li><li>(6) 予定価格が250万円を超えない工事若しくは製造をさせ又は予定価格が160万円を超えない物件の購入をするとき。</li><li>(7) 予定借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。</li><li>(8) 予定価格が50万円を超えない物件を売り払うとき。</li><li>(9) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。</li><li>(10) 工事又は製造の請負、物件の売買及び貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないとき。</li><li>(11) 運送又は保管をさせるとき。</li><li>(12) 外国で契約するとき。</li><li>(13) 官公署その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。</li><li>(14) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。</li><li>(15) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。</li><li>(16) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。</li></ol>
--

表 1 - 平成 27 年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの  
物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における厚生労働省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底すること等により、更なる目標値の引き上げを図る。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

厚生労働省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

##### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、厚生労働省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙 1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

##### （2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令

第165号)第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

### (4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関(以下、「地方支分部局等」という。)において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### (5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに厚生労働省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣(社会・援護局障害保健福祉部)に通知する。

## 別紙1

## 【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照 明器具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

— 推 進 本 部 —

本部長： 総括審議官  
副本部長： 大臣官房会計課長  
本部長員： 大臣官房地方課長  
大臣官房厚生科学課長  
医政局医療経営支援課長  
医薬食品局食品安全部企画情報課長  
労働基準局労災管理課長  
労働基準局労働保険徴収課長  
職業安定局雇用保険課長  
職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長  
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長  
雇用均等・児童家庭局育成環境課長  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
年金局事業企画課長

各調達担当部局

表 1 - 総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 25 年度以降における総務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労支援等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙」からの物品及び役務の種別毎に前年度実績（規模が大きく、かつ周期的に実施される調査や選挙に係る用品等は除く。）を上回ることを目標とする。

大臣官房会計課は、目標達成を支援するため、必要に応じ好事例等を省内に周知する。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

総務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、総務省内の内部部局、施設等機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下、「調達担当部局」という。）は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 16 号の 2 を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進本部を設置する。  
推進体制は下記のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部局が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

**【推進本部の構成員】**

本部長：大臣官房長

副本部長：大臣官房会計課長

本部長：官房会計課における物品等の調達に係る会計課職員

その他、推進本部が必要と認めるときは、上記以外の各調達担当部局関係者を参画させることができる。

(4) 地方支分部局における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下、「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を総務省ホームページに公表する。

別 紙

【物品・役務】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起 こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【障害者就労施設等の分類】

障害者福祉サービス事業所等	就労継続支援 A・B 型	障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行う	
在宅・就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表1 - 平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。）に即して、平成27年度における警察庁の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

さらに、好事例等を庁内全てに周知徹底すること等により推進する。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

警察庁においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、次のとおり取り組む。

##### (1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、警察庁、附属機関、地方機関及び都道府県警察の各部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

##### (2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2の規定を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争に参加するものに対して、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害

者数以上の障害者を雇用していること等を確認し、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

警察庁における障害者就労施設等からの物品等の調達は、警察庁会計業務改善委員会（別紙２）により推進する。

(4) 附属機関、地方機関及び都道府県警察（以下「附属機関等」という。）における調達の推進

附属機関等において使用される物品等については、附属機関等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該附属機関等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

ア 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を長官官房会計課に報告する。

イ 長官官房会計課は、アによる各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を警察庁ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

## 【物品等の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、清掃用具、防災用品、非常食 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具等上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他の役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、寝具類レンタル等上記以外の役務

【調達先の分類】

障害福祉サービス事業所等	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
注共同窓口受	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う組織
企業・在宅就業障害者等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

## 警察庁会計業務改善委員会設置要綱

## 1 設置

警察庁に、警察庁会計業務改善委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 任務

委員会は、行政事業レビュー、調達改善の取組等、警察庁における会計業務の改善に係る各種取組の推進を図ることを任務とする。

## 3 構成及び運営

(1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長、副委員長及び委員は、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 官房長

副委員長 総務課長、会計課長

委員 参事官（企画担当）、生活安全企画課長、刑事企画課長、  
組織犯罪対策企画課長、交通企画課長、警備企画課長、外事課長、  
情報通信企画課長、警察大学校教務部長、科学警察研究所総務部長、  
皇宮警察本部副本部長

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(5) 委員会の庶務は、会計課において処理する。

表 1 -

平成 27 年度における法務省の障害者就労施設等からの  
物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を次のとおり定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、別紙 1 の物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し、調達の推進に努める。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 方針の適用範囲

方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、別紙 1 の物品及び役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に別紙2のとおり推進連絡会議を設置する。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

(4) 地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局、施設等機関、特別の機関及び外局（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。

② 大臣官房会計課は、法第7条第1項に基づき、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、その概要を速やかに法務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

## (物品等の品目分類)

種別	品 目	具体例
物品	① 事務用品・書籍	筆記具, 事務用具, 用紙, 封筒, ゴム印, 書籍等
	② 食料品・飲料品	パン, 弁当, おにぎり, 麺類, 加工食品, 菓子類, 飲料, コーヒー, 茶, 米, 野菜, 果物等
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具, 食器類, 絵画・彫刻, 木工品・金工品・刺繍品・陶磁器, ガラス製品, おもちゃ・人形, 楽器, 各種記念品, 清掃用具, 防災用品, 非常食, 花苗等
	④ その他の物品	机・テーブル, 椅子, キャビネット, ロッカー, 寝具, 器物台, プランター, 車いす, 杖, 点字ブロック, 照明器具等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター, チラシ, リーフレット, 報告書・冊子, 名刺, 封筒等の印刷
	② クリーニング	クリーニング, リネンサプライ等
	③ 清掃・施設管理	清掃, 除草作業, 施設管理, 駐車場管理, 自動販売機管理等
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成, プログラミング, データ入力・集計, テープ起こし等
	⑤ 飲食店等の運営	売店, レストラン, 喫茶店等
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送, 袋詰・包装・梱包, 洗浄, 解体, 印刷物折り, おしぼり類折り, 筆耕, 文書の廃棄(シュレッダー), 資源回収・分別等

## (調達先の分類)

分類	施設等の名称	説明
a	就労継続支援 A 型, B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	国等による障害者施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）（以下「令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。）。
	重度障害者多数雇用事業所	令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業所。）。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進連絡会議

大臣官房長  
大臣官房秘書課長  
大臣官房会計課長  
大臣官房施設課長  
民事局総務課長  
刑事局総務課長  
矯正局総務課長  
保護局総務課長  
入国管理局総務課長  
公安調査庁総務部総務課長  
(事務局 大臣官房会計課)

各調達担当部局

表1 - 平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針

平成27年3月31日  
財務省

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における財務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、引き続き好事例等を省内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

財務省においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

##### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省の内部部局、施設等機関及び地方支分部局並びに外局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

##### （2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極

的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本省に推進連絡会議を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

### （4）地方支分部局における調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### （5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに財務省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

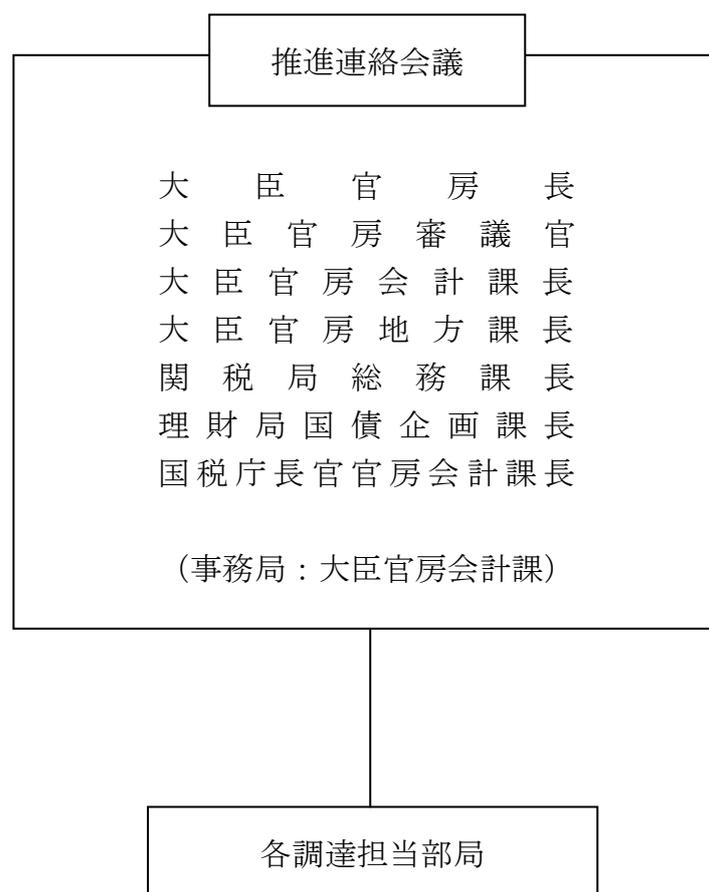


表1-⑫ 平成27年度における農林水産省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

## 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）は、「別紙1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

### （2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法

律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （3）障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、省内に「別紙2」のとおりに連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

さらに、連絡会議事務局においては、障害者就労施設等の名称や取扱品目の情報及び好事例等を各調達担当部局に情報提供を行うとともに、障害者就労施設等からの見積書の徴取状況や調達実績を四半期ごとに把握し、一層の推進に努める。

### （4）地方支分部局等における調達の推進

地方支分部局及び施設等機関（以下「地方支分部局等」という。）において使用される物品等については、地方支分部局等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### （5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を大臣官房経理課に報告する。
- ② 大臣官房経理課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに農林水産省ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

## 別紙 1

### 【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進  
省内連絡会議

- 総括責任者 : 大臣官房長  
 副総括責任者 : 大臣官房経理課長  
 メンバー : 大臣官房経理課経理調査官  
           大臣官房経理課関係課長補佐等  
           課長補佐 (会計班担当)  
           課長補佐 (用度班担当)  
           課長補佐 (会計指導第1班担当)  
           課長補佐 (調達班担当)  
           課長補佐 (財産管理班担当)  
           課長補佐 (特別会計経理班担当)  
           課長補佐 (営繕総括班担当)  
           企画官  
           大臣官房及び各局庁の経理・用度担当課長補佐  
           大臣官房地方課課長補佐 (経理班担当)  
           国際部国際政策課課長補佐 (経理班担当)  
           統計部管理課課長補佐 (予算会計班担当)  
           消費・安全局総務課課長補佐 (会計指導班担当)  
           食料産業局総務課課長補佐 (会計指導班担当)  
           生産局総務課課長補佐 (会計指導班担当)  
           経営局総務課課長補佐 (経理班担当)  
           農村振興局総務課課長補佐 (経理班担当)  
           技術会議事務局総務課課長補佐 (経理班担当)  
           技術会議事務局総務課課長補佐 (契約班担当)  
           林野庁林政課課長補佐 (会計経理第1班担当)  
           林野庁林政課課長補佐 (会計経理第2班担当)  
           水産庁漁政課課長補佐 (経理班担当)  
           水産庁漁政課課長補佐 (会計班担当)

各調達担当部局

○事務局 大臣官房経理課会計指導第1班

表1-⑬ 平成27年度における国土交通省の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（以下「障害者優先調達」という。）については、別紙1の物品等の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

特に、調達を担当する部局（以下「調達担当部局」という。）のうち前年度に実績がない部局については、確実に実績を挙げられるよう努力する。

## 2 障害者優先調達の推進に関する事項

障害者優先調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局及び外局の全ての部局に適用する。

なお、調達担当部局は、別紙1の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者優先調達を推進する。

### （2）障害者優先調達の推進方法

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者優先調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

さらに、好事例等を省内全てに周知徹底すること等により障害者優先調達の推進に努める。

### （3）障害者優先調達の推進体制

障害者優先調達を推進するため、省内に別紙2のとおり連絡会議を設置する。

なお、連絡会議においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

### （4）地方支分部局における障害者優先調達の推進

地方支分部局において使用される物品等については、地方支分部局における障害者優先調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該地方支分部局が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### （5）調達実績の報告、取りまとめ及び公表

- ① 各調達担当部局は、会計年度終了後に、前年度の実績を大臣官房会計課に報告する。
- ② 大臣官房会計課は、①による各調達担当部局からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに国土交通省ホームページに公表するとともに厚生労働大臣に通知する。

別紙 1

【物品等の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人 形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花 苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器 物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以 外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折 り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、 資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達推進  
省内連絡会議

座長： 官房長  
(副)： 官房会計課長  
官房参事官（会計担当）  
    〃 秘書室長  
総合政策局総務課長  
国土政策局総務課長  
土地建設産業局総務課長  
都市局総務課長  
水管理・国土保全局総務課長  
道路局総務課長  
住宅局総務課長  
鉄道局総務課長  
自動車局総務課長  
海事局総務課長  
港湾局総務課長  
航空局予算・管財室長  
北海道局予算課長  
海難審判所総務課長  
観光庁総務課長  
気象庁経理管理官  
運輸安全委員会事務局総務課会計室長  
海上保安庁主計管理官

各調達担当部局

表 1 - 平成 27 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

## 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、平成 26 年度実績を上回ることを目標とする。

## 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

### （1）調達範囲

調達を担当する者は、別紙の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

### （2）調達方法等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、会計規程（平成 15 年 10 月 1 日規程第 14 号）第 67 条第 14 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

一般競争入札又は企画競争等を実施する際に競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### （3）調達実績の公表の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表する。

## 【物品・役務の品目分類】

種別		
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

表1-⑮ 平成27年度における国立病院機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）を受け、平成27年度における国立病院機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

- 1 国立病院機構では、競争性及び透明性の確保等により業務の効率化や経費削減に取り組んできたところであるが、法の施行を受け、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達について、更に積極的に取り組むこととする。

なお、昨年度取引のなかった施設、及び昨年度から取引のなくなった施設においても法の趣旨に鑑み積極的な取り組みを行うこととする。

具体的には、これまで取引のあった施設、グループ及び本部においては引き続き前年度あるいは実績のあった年を上回るよう取り組みを行うこととし、取引のなかった施設及びグループにおいては、原則として1件以上の取引が行われるよう努めるものとする。

- 2 調達方針は、国立病院機構の全ての施設等（以下「機構施設等」という。）に適用する。

各機構施設等は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。その際、周辺地域の障害者就労施設等に関する情報を収集し、当該障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務を検討するものとする。

物品及び役務の調達に当たっては、適正な支出並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年4月1日細則第6号）第17条の3第9号の2を適用して障害者就労施設等との間の契約を随意契約とすることや、法第10条第1項に規定する公契約における障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずること等により、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進するものとする。

- 3 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するため、本部に、理事長が指名する者により構成されるタスクフォースを設置する。
- 4 各機構施設等は、障害者就労施設等からの調達実績を本部企画経営部長（指導課長担当）に報告し、本部企画経営部長は、各機構施設等からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに国立病院機構本部ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理など
	④ 情報処理・テープ 起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッ ダー)、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入力、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

表 1 - 平成 27 年度における地域医療機能推進機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針（独立行政法人地域医療機能推進機構）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定及び障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定）を受け、平成 27 年度における独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

- 1 地域医療機構では、競争性及び透明性の確保等により業務の効率化や経費削減に取り組んでいくこととしているが、法の目的を踏まえ、法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等（以下単に「障害者就労施設等」という。）からの物品及び役務の調達について、引き続き積極的に取り組むとともに、前年度実績を上回ることを目標とする。
- 2 調達方針は、地域医療機構の全ての病院等（以下「機構病院等」という。）に適用する。  
機構病院等は、「別紙」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進する。
- 3 物品及び役務の調達に当たっては、適正な支出並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（平成 26 年 4 月 1 日細則第 6 号）第 27 条第 1 項第 10 号を適用して障害者就労施設等との間の契約を随意契約とするなど、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進する。  
また、法第 10 条第 1 項に規定する障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。
- 4 機構病院等は、事業年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの調達実績を本部に報告し、本部は、機構病院等からの報告を取りまとめ、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかに地域医療機構本部ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

別紙

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分類など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

表1-⑰ 平成27年度における日本貿易振興機構の障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品・役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

2. 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲

調達方針は、本部、大阪本部、アジア経済研究所、ERIA支援室及び貿易情報センター（以下、「本部等」という。）に適用する。調達を担当する部署（以下、「調達担当部署」という。）は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本部に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1.の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(3) 受注機会増大等の推進

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、以下の点についても配慮することとする。

- ① 障害者就労施設等からの調達可能性を検討し、可能な場合には、ホームページへの掲載等により障害者就労施設等への情報提供を行うこととする。
- ② 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期限等を考慮するように努める。
- ③ 障害者就労施設等からの調達に際しては、障害者就労施設等から調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、組織的に点検・見直しを行っている随意契約を活用するなどして障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(5) 大阪本部等における調達の推進

大阪本部、アジア経済研究所、E R I A支援室及び貿易情報センター（以下、「大阪本部等」という。）において使用される物品等については、大阪本部等における障害者就労施設等からの調達を促進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該大阪本部等が存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(6) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を推進本部長に報告する。
- ② 推進本部長は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、会計年度終了後に、前年度の概要を速やかに本機構ホームページ上で公表するとともに、経済産業大臣に報告する。

別紙 1

【物品・役務の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記用具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木 工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもち ゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、 非常食、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理など
	④ 情報処理・テープ 起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こしなど
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	⑥ その他のサービ ス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッ ダー)、資源回収・分別など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入力、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙 2

推進本部

本部長：総括審議役（経理担当）

本部員：総務課長

企画部主幹

管理課長

（事務局総務部管理課）

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部署の長を追加することとする。

表1-⑱ 平成27年度における日本年金機構の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

日本年金機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における日本年金機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙1」の物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

(1) 調達方針の適用範囲 調達方針は、本部内各部、ブロック本部、事務センター及び年金事務所の全ての部署に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下「調達担当部署」という。）は、「別紙1」の物品・役務の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、日本年金機構会計規程（規程第50号）第14条第1項を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本部に推進本部を設置する。推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、各調達担当部署が設定した目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

### (4) ブロック本部等における調達の推進

ブロック本部、事務センター及び年金事務所（以下「ブロック本部等」という。）において使用される物品等については、ブロック本部等における障害者就労施設等からの調達を推進するため、例えば、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、当該ブロック本部等の存する地域周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

### (5) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

- ① 各調達担当部署は、会計年度の終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を本部調達部に報告する。
- ② 本部調達部は、①による各調達担当部署からの報告を取りまとめ、法第7条第1項に基づき、その概要を速やかに機構ホームページに公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

## 3 目標を達成するための平成27年度における具体的な取組

- ① 平成26年度に引き続き、着実に障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、地域において障害者就労施設等に関する情報を収集するとともに、障害者就労施設等から調達可能な物品等、調達時期及び調達方法等を検討する。
- ② 障害者就労施設等からの物品等の調達は、チラシの印刷、除草作業、清掃・洗浄作業及び駐車場案内等の軽微な作業等、現地性が高い契約金額が5万円未満の調達案件について行う。
- ③ 平成26年度において調達実績がある場合には、当該調達案件について今年度も引き続き障害者就労施設等から調達するよう努める。調達実績がない場合には、他のブロック本部等の調達実績を参考にし、障害者就労施設等からの物品等の調達を行う。

別紙 1

【物品・役務の品目分類】

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	オーダーリングシステムで購入できない事務用具、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲 料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品、食器類、木工品・金工品・刺繍品・ 陶磁器・ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用 品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上 記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名 刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機 管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集 計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷 物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッダー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあつせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

別紙2

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推 進 本 部

本部長： 人事・会計担当部門理事

副本部長： 調達部長

本部長： 調達管理グループ長  
契約グループ長 外部委  
託管理グループ長

各調達担当部署

表 1 - ⑱ 平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 27 年度における株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

#### 1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、「別紙 1」の物品等の種別ごとに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

また、必要に応じ好事例等を日本公庫内全てに周知徹底するとともに、過去の物品等の調達実績も考慮し調達の推進に努める。

#### 2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

日本公庫においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

##### （1）調達方針の適用範囲

調達方針は、日本公庫の全ての本支店に適用する。

なお、調達を担当する部署（以下、「調達担当部署」という。）は「別紙 1」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

##### （2）調達における留意事項

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、契約規則第 27 条第 1 項第 6 号のハを適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、本店に推進本部を設置する。  
推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

(4) 調達実績の報告、取りまとめ及び公表の方法

イ 各調達担当部署は、会計年度終了後に、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を管財部管財課に報告する。

ロ 管財部管財課は、前イによる各調達担当部署からの報告をとりまとめ、法第7条の規定に基づき、その概要を速やかに日本公庫ホームページに公表するとともに、主務大臣を通じて厚生労働大臣に通知する。

## 【物品等の品目分類例】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、 コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工 品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・ 人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、 花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、 器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記 以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、 封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管 理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、 テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物 折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッタ ー）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

推 進 本 部

本部長 : 管財部長  
副本部長 : 各事業本部等管財部門部室長  
本部員 : 管財部管財課長、管財部契約課長、管財部営繕課長、管財部施設管理課長  
(事務局 : 管財部管財課)

各調達担当部署

表 1 - (1) - ア - ① 障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由

1 3か年度実績なし (10 行政機関等)

機 関 名	理 由
山梨県情報通信部	当部が要求する調達方法や仕様内容が障害者就労施設等の作業内容と一致しなかったため。
甲府地方法務局	納期や仕様等を踏まえ、障害者就労施設等から調達可能な物品を検討した結果、価格が安価ではなかったため調達していない。
甲府財務事務所	調達案件が少なく、障害者就労施設等から調達案件がなかったため。
山梨森林管理事務所	上部機関からの物品調達に関する指示はあったものの、障害者就労施設等の調達品目や規格等について情報の詳細を把握していなかったため。
甲府河川国道事務所	事務所で使用する事務用品等の調達については、統一物品として上部機関である本局において一括調達していることから、障害者就労施設等での取扱品目のうち、統一物品に該当する品目については、事務所での調達実績がない。 また、一括調達によらない事務用品等の調達については、事務所において調達しているが、限られた予算の範囲において、適正な予算執行管理に努め、公平性・透明性・競争性を確保した上で手続を行っており、障害者就労施設等での取扱品目等に合わせて分割して調達する等を行っていないことから調達に至っていない。
富士川砂防事務所	文具等については本局一括調達によっているところである。 本局一括調達以外の当事務所で行う物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保の観点から、品目をとりまとめて調達しており、障害者就労施設の取扱品目に合致しなかったことにより調達に至らなかった。
独立行政法人国立病院機構 (甲府病院)	大半の一般消耗品は国立病院機構本部の共同入札で安価で購入している。それ以外の物品に関しては、当院が国立病院機構内の数少ない赤字施設であり、黒字化に向けて購入努力を続けている段階であるため、今はまだ障害者就労施設からの調達をする余力がないため。
独立行政法人日本貿易振興 機構 (山梨貿易情報センター)	障害者就労施設等から調達できる物品・役務のうち、名刺、防災用品は本部で一括制作、調達しており、当事務所において障害者就労施設等から調達できる物品等がなかったため。
日本年金機構 (甲府年金事務所)	日本年金機構の物品等の調達については、調達単位を本部一括又はブロック本部とすることで調達件数・コストの削減及び業務の効率化を図ることとしている。 このため、各年金事務所等の拠点における事務用消耗品等の購入は、本部で一括調達しているオーダーリングシステムから必要な商品を購入している。また、定型的な帳票の印刷等についても本部で一括調達を行っており、各拠点は、これらの印刷物等の必要数を本部へ登録し、納品する仕組みとなっている。 なお、年金事務所等の各拠点が独自に行う調達については、緊急修繕や会場借料、業務上必要な参考図書の購入など、原則として5万円未満かつ緊急性の高いものに限定されることから、結果的に平成25年度から平成27年度において調達実績がない。
株式会社日本政策金融公庫 (甲府支店)	物品・役務の大多数は、支店で使用するものも含め本店で一括調達しており、支店で独自に物品・役務を調達する機会は極めて少ない。

	本店の調達の中には障害者就労施設等からの調達も含まれ、組織全体の障害者就労施設等からの平成26年度調達実績は、件数42件、金額676万9,000円であった。
--	--

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

## 2 3か年度のうち2か年度実績なし（2行政機関等）

機 関 名	理 由
山梨行政評価事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度は、本省から総務省の調達方針が示されたのが10月と年度途中であったため、時間的余裕がなく十分な検討が行えなかったこと、管区局一括調達計画における事務所調達物品及び調達数が既に決定していたことなどが理由である。</li> <li>平成26年度は、情報収集により取得した山梨県内の障害者就労施設一覧により調達可能な物品等について、検討を行った結果、フラットファイル、クリアーフォルダーの2点のみが調達可能であると分かった。 しかしながら、これらの物品は管区局で一括調達を行っている物品であること、単価が一括調達に比して高額であったこともあり調達に至らなかった。</li> </ul>
独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）	障害者就労施設等が不明のため。

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）は、平成26年4月1日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

表1-(1)-ア-② 障害者就労施設等から物品等の調達実績がない理由(理由別)

区分	調査対象行政機関名	上部機関等が一括して調達を行っており、独自で調達している物品等に限られているため	独自で調達している物品等について、各種品目をまとめて調達しており、障害者就労施設等の取扱品目に合致しなかったため	価格が安価ではなかったため	情報収集をしていないため
国の地方支分部局	山梨県情報通信部		○		
	山梨行政評価事務所	○		○	
	甲府地方務局			○	
	甲府財務事務所	○			
	山梨森林管理事務所				○
	甲府河川国道事務所	○	○		
	富士川砂防事務所	○	○		
独立行政法人の支所等	独立行政法人国立病院機構(甲府病院)	○			
	独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院)				○
	独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	○			
特殊支所等人の	日本年金機構(甲府年金事務所)	○			
	株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	○			
	12	8	3	2	2

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

表1-(1)-ア-③

平成25年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

区分 調査対象機関	物品										役務										合計					
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)																										
山梨県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府地方方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨労働局	0	0	0	0	1	2,200	0	0	1	2,200	0	0	0	0	0	0	1	32,000	0	0	2	432,000	3	464,000	4	466,200
山梨森林管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府河川国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富士川砂防事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(独立行政法人)																										
高齢・障害・求職者雇用支援機構(山梨支部)	0	0	0	0	0	1	87,532	1	87,532	8	99,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	99,120	9	186,652
国立病院機構(甲府病院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構(山梨病院)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(特殊法人)																										
日本年金機構(甲府年金事務所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	2,200	1	87,532	2	89,732	8	99,120	0	0	0	0	1	32,000	0	0	2	432,000	11	563,120	13	652,852

(注)1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院)は、平成26年4月1日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

表1-(1)-ア-④

平成26年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

区分 調査対象機関	物品										役務										合計						
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
(国の地方支分部局)																											
山梨県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨行政評価事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府地方支分部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨労働局	0	0	0	0	1	2,500	0	0	1	2,500	1	80,784	0	0	1	91,800	3	96,000	0	0	1	192,000	6	460,584	7	463,084	
山梨森林管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲府河川国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
富士川砂防事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(独立行政法人)																											
高齢・障害・求職者雇用支援機構(山梨支部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	170,266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	170,266	17	170,266
国立病院機構(甲府病院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構(山梨病院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(特殊法人)																											
日本年金機構(甲府年金事務所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	2,500	0	0	1	2,500	18	251,050	0	0	1	91,800	3	96,000	0	0	1	192,000	23	630,850	24	633,350	

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

表1-(1)-ア-⑤

平成27年度調達実績(組織別・物品等別内訳)

区分 調査対象機関	物品										役務										合計					
	①事務用品・書籍		②食料品・飲料		③小物雑貨		④その他の物品		物品計		①印刷		②クリーニング		③清掃・施設管理		④情報処理・テープ起こし		⑤飲食店等の運営				⑥その他の役務		役務計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
(国の地方支分部局)																										
山梨県情報通信部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨行政評価事務所	2	13,640	0	0	0	0	0	0	2	13,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13,640
甲府地方方法務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府財務事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨労働局	1	11,386	0	0	0	0	0	0	1	11,386	1	85,968	0	0	1	87,754	2	116,000	0	0	1	192,000	5	481,722	6	493,108
山梨森林管理事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府河川国道事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富士川砂防事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(独立行政法人)																										
高齢・障害・求職者雇用支援機構(山梨支部)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	237,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	237,076	9	237,076
国立病院機構(甲府病院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構(山梨病院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(特殊法人)																										
日本年金機構(甲府年金事務所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	25,026	0	0	0	0	0	0	3	25,026	10	323,044	0	0	1	87,754	2	116,000	0	0	1	192,000	14	718,798	17	743,824

(注)1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
2 11月30日現在の実績である。

表 1 - (1) - イ - ① 平成 25 年度及び 26 年度の調査対象機関等における目標

	調査対象機関等名	調達目標	「実績」の意味	適用単位
1	山梨県情報通信部	前年度実績を上回る。	件数・金額の両方	山梨県情報通信部
2	山梨行政評価事務所	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数・金額の両方	山梨行政評価事務所
3	甲府地方法務局	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数・金額のいずれか	法務省全体
4	甲府財務事務所	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	金額	関東財務局（管内事務所を含む。）全体
5	山梨労働局	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数	山梨労働局
6	山梨森林管理事務所	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数	山梨森林管理事務所
7	甲府河川国道事務所	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数・金額の両方	国土交通省全体
8	富士川砂防事務所	物品等の種別毎に前年度実績を上回る。	件数・金額の両方	国土交通省全体
9	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）	・調達方針 前年度実績を上回る。	件数	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構全体
		・留意事項 各施設 1 件以上の調達をすること（注2）。		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（山梨支部）
10	独立行政法人国立病院機構（甲府病院）	・平成 25 年度 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達について積極的に取り組むものとし、実施施設数の増を図る。	—	独立行政法人国立病院機構（甲府病院）
		・平成 26 年度 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達について、引き続き積極的に取り組むと共に、前年度実績施設数を上回ることを目標とする。		
11	独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）	物品及び役務の調達を推進する。	—	独立行政法人地域医療機能推進機構（山梨病院）

12	独立行政法人日本貿易振興機構 (山梨貿易情報センター)	・平成 25 年度 物品・役務の種別毎に、 調達の促進を図る(注5)。	—	独立行政法人日本貿易振興機構全体
		・平成 26 年度 物品・役務の種別毎に、 前年度の実績を上回る。	金額	
13	日本年金機構 (甲府年金事務所)	物品等の種別毎に前年度 実績を上回る。	件数	日本年金機構 (甲府年金事務所)
14	株式会社日本政策金融公庫 (甲府支店)	物品等の種別毎に前年度 実績を上回る。	件数・金額 の両方	株式会社日本政策金融公庫全体

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 調達方針における調達目標のほか、都道府県支部等に対し、調達方針の留意事項が示されており、当該留意事項において、「各施設1件以上を調達すること」とされている。

3 独立行政法人国立病院機構(甲府病院)及び独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院)は、明確な目標が設定されていない。

4 独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院)は、平成26年4月1日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

5 独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)では、平成25年度調達方針においては明確な目標が設定されていなかった。

表 1 - (1) - イ - ② 調達方針における調達目標と調達実績の比較

区 分	該当行政機関等名
調達実績が2か年度(平成25年度及び26年度)とも目標を上回っている行政機関等(2行政機関等)	山梨労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(山梨支部)
調達実績が1か年度(平成26年度)目標を上回っていない行政機関等(1法人)	独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)
調達実績が2か年度(平成25年度及び26年度)とも目標を上回っていない行政機関等(9行政機関等)	山梨県情報通信部、山梨行政評価事務所、甲府地方法務局、甲府財務事務所、山梨森林管理事務所、甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所、日本年金機構(甲府年金事務所)、株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)では、平成25年度調達方針において明確な目標が設定されていなかった。

表1-(2)-イ-① 障害者就労施設等に関する情報収集方法(国の地方支分部局)

区分 調査対象機関	地域周辺の障害者就労施設等を検索 厚生労働省ホームページから			共同受注窓口への照会			在宅就業支援団体への照会			個別の障害者就労施設等への照会			その他			
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	
山梨県情報通信部	○	○	○													
山梨行政評価事務所	○	○	○									○				
甲府法務局	○	○	○													
甲府財務事務所	○	○	○													
山梨労働局	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				
山梨森林管理事務所																
甲府河川国道事務所	○	○	○													
富士川砂防事務所	○	○	○													
計	7	7	7	0	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
 2 平成27年度は11月30日現在の状況である。

表1-(2)-イ-② 障害者就労施設等に関する情報収集方法(独立行政法人・特殊法人の支所等)

区分  調査対象機関	地域周辺の障害者就労施設等を検索 厚生労働省ホームページから			共同受注窓口への照会			在宅就業支援団体への照会			個別の障害者就労施設等への照会			その他		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27	H25	H26	H27
(独立行政法人)															
高齢・障害・求職者雇用支援機構(山梨支部)	○	○	○						○	○	○	○			
国立病院機構(甲府病院)	○	○	○												
地域医療機能推進機構(山梨病院)(注2)	—			—			—			—			—		
日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	○	○	○												
計	3	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0
(特殊法人)															
日本年金機構(甲府年金事務所)				○						○	○				
株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	○	○	○												
計	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
合計	4	4	4	1	0	0	0	0	1	2	2	1	0	0	0

(注)1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成27年度は11月30日現在の状況である。

3 独立行政法人地域医療機能推進機構(山梨病院)は、平成26年4月1日から「独立行政法人地域医療機能推進機構」の直営病院として運営することとなったため、25年度は障害者優先調達推進法の適用を受けていない。

表 1 - (2) - ウ - ① 障害者就労施設等から見積書を徴取していない理由

調査対象行政機関等	見積書を徴取していない理由
山梨県情報通信部	当部が要求する調達方法や仕様内容が障害者就労施設等の作業内容と一致しなかったため。
甲府地方法務局	納期や仕様等を踏まえ、厚生労働省のホームページ等で障害者就労施設等から調達可能な物品を確認し検討したところ、価格が安価ではなかったため見積書を徴していない。
甲府財務事務所	調達案件が少なく、障害者就労施設等から調達案件がなかったため。
山梨森林管理事務所	上部機関からの物品調達に関する指示はあったものの、障害者就労施設等の調達品目や規格等について情報の詳細を把握していなかったため。また、障害者就労施設等からの照会がなかったため。
甲府河川国道事務所	限られた予算の範囲において、適正な予算執行管理に努め、公平性・透明性・競争性を確保等した上で手続きを行っており、障害者就労施設等での取扱品目等に合わせて分割して調達する等を行っていないことから見積書の徴収に至っていない。
富士川砂防事務所	本局一括調達以外の当事務所で行う物品等の調達に際しては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保の観点から、品目をとりまとめて調達しており、障害者就労施設の取扱品目に合致しなかったことにより見積書の徴収に至らなかった。
独立行政法人国立病院機構 (甲府病院)	大半の一般消耗品は国立病院機構本部の共同入札で安価で購入している。それ以外の物品に関しては、当院が国立病院機構内の数少ない赤字施設であり、黒字化に向けて購入努力を続けている段階であるため、今はまだ障害者就労施設からの調達をする余力がないため。
独立行政法人日本貿易振興機構 (山梨貿易情報センター)	障害者就労施設等から調達できる物品・役務のうち、名刺、防災用品は本部で一括制作、調達しており、当事務所において障害者就労施設等からの調達予定の物品等がなかったため。
日本年金機構 (甲府年金事務所)	障害者就労施設等への電話照会の段階で、当方の需要に見合った供給ができないとのことであったため、見積徴収まで至らなかったものである。 (参考) 日本年金機構の会計規程においては、調達業務の効率化の観点から、年金事務所等の拠点で調達できる金額の上限を5万円未満に制限する一方で、5万円未満の調達については見積書の徴取を省略可能としている。
株式会社日本政策金融公庫 (甲府支店)	物品・役務の大多数は、支店で使用するものも含めて本店で一括調達しており、支店で独自に調達する機会は極めて少ない。また、受注の機会の増大といった観点では、事前に見積書がなくても電話照会等で価格、納期等の条件を確認して

	<p>いるので支障は全くない。見積書の有無で調達先の選定に影響することはない。</p> <p>(参考)</p> <p>日本政策金融公庫の契約規則においては、調達業務の効率化の観点から、10万円以下の契約について、パンフレット、ホームページ又は口頭照会により価格の適切性が確認できるときは、見積書の徴取を省略可能としている。</p>
--	---

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

表1-(2)-ウ-② 障害者就労施設等から見積書を徴取していない理由(理由別)

区分	調査対象行政機関名	上部機関等が一括して調達を行っており、独自で調達している物品等が限られているため	独自で調達している物品等について、各種品目をまとめて調達しており、障害者就労施設等の取扱品目に合致しなかったため	価格が安価ではなかったため	情報収集をしていないため	障害者就労施設等から照会がなかったため
国の地方支分部局	山梨県情報通信部		○			
	甲府地方法務局			○		
	甲府財務事務所	○				
	山梨森林管理事務所				○	○
	甲府河川国道事務所	○	○			
	富士川砂防事務所	○	○			
独立行政法人等	独立行政法人国立病院機構(甲府病院)	○				
	独立行政法人日本貿易振興機構(山梨貿易情報センター)	○				
特殊支那人の	日本年金機構(甲府年金事務所)	○				
	株式会社日本政策金融公庫(甲府支店)	○				
	10	7	3	1	1	1

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

## 2 県等における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状

調査結果	説明図表番号
<p>障害者優先調達推進法第4条第1項では、地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないとされている。</p> <p>また、障害者優先調達推進法第9条第1項では、都道府県及び市町村は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないとされており、同条第2項において、方針は、都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めることとされている。さらに、同条第3項において、方針を作成したときは、遅滞なく、公表すること、同条第4項において、方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこと、同条第5項において、毎会計年度終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表することとされている。</p> <p>今回、山梨県及び甲府市における障害者就労施設等からの物品等の調達の状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>(1) 山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達の現状</p> <p>ア 山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成・周知状況</p> <p>(ア) 調達方針の作成状況</p> <p>山梨県は、障害者優先調達推進法の施行に伴い、平成25年10月、各部局の幹部職員で構成される「障害者就労施設等からの物品等の調達に係る担当者会議」において、i) 調達目標の設定、ii) 障害者就労施設等において提供可能な物品等を考慮し、山梨県が調達を推進する物品等、iii) 調達を推進するための方法等について検討を行った。その後、福祉保健部障害福祉課において「平成25年度における山梨県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」（平成25年10月29日策定）（以下、「平成25年度山梨県調達方針」という。）の作成、公表を行っている。</p> <p>平成26年度以降は、福祉保健部障害福祉課が主体となり調達方針（26年度は、「平成26年度における山梨県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（平成26年3月24日策定）」、27年度は、「平成27年度における山梨県の障害者就労施設等からの物品等</p>	<p>表2-(1)-ア</p>

の調達推進を図るための方針（平成27年3月18日策定）」の作成、公表を行っている。

各年度の調達方針に大きな変更はなく、i) 適用機関、ii) 対象となる施設等、iii) 調達する物品等及び目標、iv) 調達の推進方法、v) 調達実績の集計、公表の5項目で構成されている。調達する物品等及び目標については、山梨県内の障害者就労施設等における提供可能な物品等を把握した上で、山梨県において調達可能な物品等を例示している。また、障害者就労施設等からの物品等の調達を継続的に行っていくため、「調達額が前年度実績を上回る」ことを目標としている。

(イ) 調達方針の障害者就労施設等に対する周知状況

山梨県は、平成25年度における調達方針を作成、公表した後、26年1月、県内の障害者就労施設等を対象に説明会を開催し、障害者優先調達推進法の趣旨及び調達方針の内容等に関する説明、周知を行っている。

また、山梨県は、作成した調達方針をホームページ上に掲載しているほか、平成26年度以降、共同受注窓口を通じ、県内の障害者就労施設等に対し周知を行っている。

山梨県内における共同受注窓口業務は、障害者優先調達推進法が施行された当初、各障害者就労施設の職員により構成された任意団体（やまなし福祉しごとネット）が担っていたが、構成職員の時間的な余裕や営業能力等を考慮し、平成26年度以降、特定非営利活動法人ジョブクリエイター（以下「NPO法人ジョブクリエイター」という。）に引き継がれている。

NPO法人ジョブクリエイターは、グループウェア（注）を活用し、登録している障害者就労施設等（平成28年1月現在、山梨県内の65施設等が登録済み。）に対して山梨県の調達方針や各種調達情報の提供を行っている。

（注） グループウェアとは、コンピュータネットワークを活用し、組織や団体の所属メンバーが効率的に共同作業できるように設計されたソフトウェアである。主に、情報共有やコミュニケーションを目的としたもので、電子メール、電子掲示板、電子会議、スケジュール管理、文書データベースなどの機能がある。

イ 山梨県における障害者就労施設等からの調達実績の推移及び公表状況

前述のとおり、平成25年度以降、山梨県の調達方針では、調達目標は、「調達額が前年度の実績を上回る」こととされている。

山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、表1の

とおり、平成24年度において441万7,124円であったものが、25年度では745万8,419円（対前年度：304万1,419円、68.9%増）、26年度では845万7,429円（対前年度：99万9,010円、13.4%増）となっており、いずれの年度も調達目標を達成している。また、山梨県の調達実績において、調達している物品等の品目別に調達の規模（調達額）をみると、表2のとおり、各年度とも調達額の一番多いのは、トイレットペーパーとなっており、平成26年度では、次いで、コピー用紙、図面袋、名刺の順となっている。

一方、山梨県の調達方針では、調達の推進に当たっては、障害者就労施設等の共同受注窓口の活用を努めることとされている。平成25年度及び26年度における山梨県の調達先別調達実績をみると、表3のとおり、共同受注窓口からの調達は、25年度では1件、111万5,200円であるのに対し、26年度では7件、57万1,914円となっており、調達額は減少しているものの調達件数は増加している。

なお、山梨県では、毎年度当初、福祉保健部障害福祉課から各適用機関に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達実績を照会し、集計結果をホームページで公表している。

表1 山梨県における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

(単位：件、円)

種別	品目	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
物品	事務用品・書籍	件数	—	32	46
		金額	1,148,784	2,319,005	3,767,003
	食料品・飲料	件数	—	1	2
		金額	0	22,365	43,835
	小物雑貨	件数	—	6	1
		金額	0	1,158,540	25,000
	その他の物品	件数	—	57	58
		金額	2,744,160	3,332,859	4,285,531
	小計	件数	—	96	107
		金額	3,892,944	6,832,769	8,121,369
役務	印刷	件数	—	25	5
		金額	404,180	600,090	288,756
	クリーニング	件数	—	1	1
		金額	0	7,560	47,304
	清掃・施設管理	件数	—	0	0
		金額	0	0	0
情報処理・	件数	—	1	0	

	テープ起こし	金額	120,000	18,000	0
	飲食店等の運営	件数	—	0	0
		金額	0	0	0
	その他の役務	件数	—	0	0
		金額	0	0	0
	小計	件数	—	27	6
金額		524,180	625,650	336,060	
合計	件数	—	123	113	
	金額	4,417,124	7,458,419	8,457,429	

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成 24 年度は、障害者優先調達推進法施行前であり、件数の集計を行っていない。

表 2 山梨県における障害者就労施設等からの調達物品等の品目別調達規模（調達額）

（単位：円）

種別	調達物品等の品目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
物品	図面袋	1,045,030	1,395,400	1,076,700
	カンガルー袋	0	0	87,000
	セボール	0	0	20,000
	フラットファイル	7,000	108,150	180,686
	コピー用紙	0	218,505	1,831,614
	図書消耗品（ラベル）	96,754	0	2,624
	食品	0	65,705	43,835
	トイレトペーパー	2,744,160	3,856,809	4,285,531
	記念品	0	1,115,200	0
	花苗	0	0	25,000
	石鹸	0	8,400	0
役務	印刷	154,350	159,150	288,756
	名刺	249,830	505,540	568,379
	クリーニング	0	7,560	47,304
	テープ起こし	120,000	18,000	0
合計（調達額）		4,417,124	7,458,419	8,457,429

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

表3 山梨県における障害者就労施設等からの調達物品等の調達先別調達実績

(単位：件、円)

調達先	平成 25 年度		平成 26 年度	
	件数	金額	件数	金額
就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	115	6,018,819	99	7,600,915
共同受注窓口	1	1,115,200	7	571,914
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体	7	324,400	7	284,600

(注) 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

## (2) 山梨県内の障害者就労施設等の状況

### ア 障害者就労施設等数の推移

各省庁及び独立行政法人等が作成した調達方針における調達先の分類をみると、障害者就労施設等には、①障害者福祉サービス事業所等、②共同受注窓口及び③在宅・就業障害者等がある。このうち、障害者福祉サービス事業所等には、就労継続支援事業所（A型）、就労継続支援事業所（B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター及び小規模作業所が該当し、在宅・就業障害者等には、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体が該当する。

山梨県内における障害者就労施設等数の推移は、表4のとおり、障害者福祉サービス事業所等については、平成22年度以降、増加傾向であり、そのうち就労継続支援事業所（B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所及び障害者支援施設が大きく増加している。

表4 山梨県内における障害者就労施設等数の推移

(単位：施設)

区分	年度				
	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
障害者福祉サービス事業所等	175	202	242	249	264
就労継続支援事業所(A型)	(9)	(10)	(9)	(9)	(12)

表2-(2)-ア

就労継続支援事業所(B型)	(43)	(54)	(67)	(71)	(77)
就労移行支援事業所	(22)	(26)	(36)	(37)	(39)
生活介護事業所	(43)	(50)	(61)	(63)	(67)
障害者支援施設	(18)	(21)	(29)	(29)	(29)
地域活動支援センター	(40)	(41)	(40)	(40)	(40)
小規模作業所	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
共同受注窓口	0	0	0	0	1
在宅・就業障害者等	不明	不明	不明	不明	不明
特例子会社	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
重度障害者多数雇用事業所	不明	不明	不明	不明	不明
在宅就業障害者	不明	不明	不明	不明	不明
在宅就業支援団体	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 障害者就労施設等数は、山梨県において把握している情報のみ記載した。

3 ( ) 内の数字は、障害者福祉サービス事業所等数、在宅・就業障害者等施設数の内数である。

4 各年度3月31日現在の施設数。

#### イ 共同受注窓口（NPO法人ジョブクリエイター）の活動

NPO法人ジョブクリエイターは、平成24年6月に設立し、民間事業者からの受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する業務及び民間事業者に対する障害者就労施設等が提供する物品等の調達促進業務を行ってきた。その後、平成26年3月に任意団体のやまなし福祉しごとネットから共同受注窓口業務を引継ぎ、同年8月、山梨県から当該業務を委託されている。

なお、山梨県共同受注窓口体制支援事業実施要綱では、委託事業の内容について、次のとおり規定されている。

##### ① ホームページの立ち上げ

施設等で生産する商品・用役等を紹介するホームページを作成し、施設等の求めに応じて更新する。

##### ② 施設等の商品開発支援

公機関や市場等で需要がある商品の調査を行うと共に、施設等に対して商品の開発支援を行う。

##### ③ 販路の開拓

施設等で生産が可能な商品を把握すると共に、商品を公機関、市場等へ流通させる販路を拡大する。

##### ④ 商品の品質管理指導

施設等で生産される商品の品質の確認を行うと共に、品質管理につい

て必要な指導・助言を行う。

⑤ 展示即売会の開催

実際に施設等で生産された商品を展示・販売するスペースを常設すると共に、イベント等の場において展示即売会を開催する。

⑥ 発注元からの受注受付

公機関、市場等からの商品の求めに応じて、受注の受付窓口となると共に、一時に大量の受注があった場合、同一規格の商品を提供できる施設等に必要な商品等を生産させ、納品できるよう調整を行う。

また、平成 26 年度以降、NPO法人ジョブクリエイターにおける行政機関からの受注実績をみると、表 5 のとおり、平成 27 年度の受注実績は、26 年度と比較して件数及び金額が大きく向上している。これは、山梨県及びNPO法人ジョブクリエイターにおける行政機関に対する調達促進活動等の結果、共同受注窓口の知名度が向上したことが一因であると考えられる。

なお、NPO法人ジョブクリエイターにおける行政機関からの受注実績のうち、地方公共団体からの受注は、平成 26 年度において 19 件、62 万 4,078 円、27 年度において 56 件、176 万 6,645 円であるのに対し、国等の行政機関からの受注は、26 年度において 6 件、47 万 0,393 円、27 年度において 3 件、16 万 4,808 円と低調である。

表 5 NPO法人ジョブクリエイターにおける行政機関からの受注実績

(単位：件、円)

区分 年度	物品		役務		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 26	23	996,839	2	97,632	25	1,094,471
うち国等	6	470,393	0	0	6	470,393
うち地方 公共団体	17	526,446	2	97,632	19	624,078
平成 27	42	1,406,152	17	525,301	59	1,931,453
うち国等	2	85,968	1	78,840	3	164,808
うち地方 公共団体	40	1,320,184	16	446,461	56	1,766,645

(注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 平成 27 年度は、12 月末現在の実績である。

## ウ 山梨県内における障害者数及び雇用施策対象者数の推移

山梨県の人口は、「山梨県常住人口調査」によると、平成14年に減少に転じ、17年では88万4,515人（男43万3,569人、女45万0,946人）、27年10月1日現在では83万4,065人（男40万7,884人、女42万6,181人）と14年連続して減少している状況である。

一方、山梨県内における障害者数及び雇用施策対象者数（18歳～64歳）の推移をみると、表6のとおり、障害者総数は、平成22年度から23年度にかけて増加しているが、24年度以降、減少している。そのうち雇用施策対象者数は、平成22年度から24年度にかけて増加しているが、25年度以降、減少している。

身体障害者数は、障害者総数と同様の傾向を示しているが、そのうち雇用施策対象者数は、平成22年度以降、一貫して減少している。

知的障害者数及び精神障害者数は増加傾向であり、特に、精神障害者数の増加が顕著となっている。そのうち雇用施策対象者数についても同様の傾向を示している。

表6 山梨県内における障害者数及び雇用施策対象者数の推移

（単位：人）

区分	年度				
	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
身体障害者数	41,387	41,548	40,844	39,850	39,189
18歳～64歳	10,882	10,714	10,384	9,995	9,511
知的障害者数	5,463	5,620	5,764	5,777	5,908
18歳～64歳	3,641	3,672	3,676	3,668	3,695
精神障害者数	5,143	5,377	5,728	6,041	6,379
18歳～64歳	3,650	3,808	4,270	4,467	4,650
障害者総数	51,993	52,545	52,336	51,668	51,476
18歳～64歳	18,173	18,194	18,330	18,130	17,856

（注）1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。

2 各年度、3月31日現在の人数を記載している。

<p>(3) 甲府市における障害者就労施設からの物品等の調達現状</p> <p>ア 甲府市内における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成・周知状況</p> <p>(ア) 調達方針の作成状況</p> <p>甲府市は、平成 25 年度山梨県調達方針の作成、公表を受け、総務部契約管財室契約課及び福祉部長寿支援室障害福祉課が中心となり、26 年 3 月、「平成 26 年度における甲府市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成した。</p> <p>平成 27 年度においても、26 年度に引き続き、「平成 27 年度における甲府市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、障害者就労施設等からの物品等の調達に努めることとしている。</p> <p>両年度の調達方針に大きな変更はなく、i) 適用機関、ii) 対象となる施設等、iii) 調達する物品等、iv) 物品等の調達目標額、v) 調達の推進方法、vi) 調達方針及び調達実績の公表、vii) 調達方針の担当窓口の 7 項目で構成されている。調達する物品等については、山梨県と同様に、甲府市内の障害者就労施設等における提供可能な物品等を考慮した上で、甲府市において調達可能な物品等を例示している。また、物品等の調達目標額については、障害者就労施設等からの最低限の調達の確保に努めていくため、「調達額が前年度実績を上回る」こととしている。</p> <p>(イ) 調達方針の障害者就労施設等に対する周知状況</p> <p>甲府市は、平成 26 年度以降、作成した調達方針をホームページで公表しているほか、26 年 2 月、甲府市内の障害者就労施設（15 施設）に対して合同説明会を開催し、障害者優先調達推進法の趣旨及び甲府市の調達方針に関する説明等を行っている。</p> <p>また、甲府市は、同説明会において甲府市内の障害者就労施設に対して調査表の作成を依頼し、受注可能な物品等の情報を収集することとしており、平成 26 年度以降も継続的に行っている。</p> <p>イ 甲府市における障害者障害者就労施設等からの調達実績の推移及び公表状況</p> <p>前述のとおり、平成 26 年度以降、甲府市の調達方針では、調達目標は、「調達額が前年度の実績を上回る」こととされている。</p> <p>甲府市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績は、表 7 のとおり、平成 25 年度において 346 万 6,550 円、26 年度において 395 万 8,956 円（対前年度：49 万 2,406 円、14.2%増）となっており、調達目標を達成している。</p>	<p>表 2 - (3) - ア</p>
---	----------------------

両年度の調達実績における「その他の役務」については、i) 生ごみ発酵促進剤EMぼかし製造業務、ii) 生ごみ処理コンポスト作成業務、iii) 救急あんしん情報セット製作業務の委託となっている。いずれも継続的に障害者就労施設等からの調達が行われており、甲府市の調達実績の中心となっている。また、平成26年度は、新たに、コピー用紙を調達することにより、調達実績の向上につながっている。

なお、甲府市では、総務部契約管財室契約課において、適用機関から四半期ごとに調達実績の報告を受け、甲府市全体の調達状況を把握しており、当該年度の集計結果をホームページで公表している。

表7 甲府市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

(単位：件、円)

種別	品目	区分	平成25年度	平成26年度	
物品	事務用品・書籍	件数	0	8	
		金額	0	166,320	
	食料品・飲料	件数	0	0	
		金額	0	0	
	小物雑貨	件数	0	0	
		金額	0	0	
	その他の物品	件数	0	0	
		金額	0	0	
	小計	件数	0	8	
		金額	0	166,320	
	役務	印刷	件数	0	0
			金額	0	0
クリーニング		件数	0	0	
		金額	0	0	
清掃・施設管理		件数	0	0	
		金額	0	0	
情報処理・ テープ起こし		件数	0	0	
		金額	0	0	
飲食店等の運営		件数	0	0	
		金額	0	0	
その他の役務		件数	—	20	
		金額	3,466,550	3,792,636	
小計		件数	—	20	
		金額	3,466,550	3,792,636	

合計	件数	—	28
	金額	3,466,550	3,958,956

- (注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
 2 平成25年度は、件数の集計を行っていない。

(4) 甲府市内の障害者就労施設等の状況

ア 甲府市内における障害者就労施設等数の推移

甲府市内における障害者就労施設等数の推移は、表8のとおり、山梨県全体の推移と同様、障害者福祉サービス事業所等については、平成22年度以降、増加傾向であり、そのうち障害者就労継続支援事業所（B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所及び障害者支援施設が増加している。

表2-(2)-  
ア（再掲）

表8 甲府市内における障害者就労施設等数の推移

(単位：施設)

区分 \ 年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
障害者福祉サービス事業所等	31	37	48	49	51
就労継続支援事業所(A型)	1	1	0	0	1
就労継続支援事業所(B型)	9	11	15	15	16
就労移行支援事業所	4	5	10	11	11
生活介護事業所	10	12	14	14	14
障害者支援施設	2	3	5	5	5
地域活動支援センター	5	5	4	4	4
小規模作業所	0	0	0	0	0
共同受注窓口	0	0	0	0	0
在宅・就業障害者等	不明	不明	不明	不明	不明
特例子会社	1	1	1	1	1
重度障害者多数雇用事業所	不明	不明	不明	不明	不明
在宅就業障害者	不明	不明	不明	不明	不明
在宅就業支援団体	1	1	1	1	1

- (注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
 2 障害者就労施設等数は、山梨県において把握している情報のみ記載した。  
 なお、甲府市は管内の障害者就労施設等数を把握していない。  
 3 ( )内の数字は、障害者福祉サービス事業所等数、在宅・就業障害者等施設数の内数である。  
 4 各年度3月31日現在の施設数。

## イ 甲府市内における障害者数及び雇用施策対象者数の推移

甲府市の人口は、「国勢調査」によると、平成7年以降、継続的に減少しており、平成22年10月1日現在では19万8,992人（男9万7,754人、女10万1,238人）、27年10月1日現在（山梨県速報値）では19万3,123人（男9万4,434人、女9万8,689人）となっている。

一方、甲府市内における障害者数及び雇用施策対象者数（18歳～64歳）の推移を見ると、表9のとおり、障害者総数は、平成22年度以降、ほぼ横ばいで推移している。そのうち雇用施策対象者数は、平成23年度以降、一貫して減少傾向を示している。

身体障害者数は、平成22年度から23年度にかけて増加しているものの、23年度以降は減少している。そのうち雇用施策対象者数は、障害者総数と同様、一貫して減少傾向を示している。

知的障害者数及び精神障害者数は増加傾向であり、特に、精神障害者数の増加が顕著となっている。そのうち雇用施策対象者数は、知的障害者については横ばいであるが、精神障害者については増加している。

表9 甲府市内における障害者数及び雇用施策対象者数の推移

(単位：人)

年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
区分					
身体障害者数	10,947	11,152	11,002	10,703	10,523
18歳～64歳	2,693	2,658	2,566	2,464	2,327
知的障害者数	1,229	1,274	1,318	1,309	1,326
18歳～64歳	809	814	825	826	822
精神障害者数	1,384	1,468	1,577	1,670	1,776
18歳～64歳	—	1,091	1,133	1,181	1,237
障害者総数	13,560	13,894	13,897	13,682	13,625
18歳～64歳	—	4,563	4,524	4,471	4,386

- (注) 1 調査結果に基づき、当事務所が作成した。  
 2 各年度、3月31日現在の人数を記載している。  
 3 身体障害者数には、免疫機能障害を含まない。

表 2 - (1) - ア 平成 27 年度における山梨県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成 27 年度における山梨県の障害者就労施設等からの  
物品等の調達の推進を図るための方針

平成 27 年 3 月 18 日 策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用機関

調達方針は、山梨県の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が山梨県内にある、法第 2 条第 4 項に定義する施設等とする。

3 調達する物品等及び目標

県が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

区分		具体的な物品等の例示
物品	事務用品	函面袋、はがき、フラットファイル など
	食料品等	弁当、飲料、加工食品、パン、菓子類 など
	小物雑貨	トイレットペーパー、手芸品、花苗、洗浄用具 など
	その他の物品	プラスチック製品、寝具 など
役務	印刷	名刺、チラシ、製本 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	情報処理・テープ起こし	データ入力、ホームページ作成 など
	その他の役務	袋詰、資源回収 など

※ 上記は、調達を推進する物品等の一例であり、県において調達可能な物品等であれば、上記以外も対象とする。

調達の目標は、調達額が前年度の実績を上回ることにする。

#### 4 調達推進方法

- (1) 福祉保健部障害福祉課は、施設等から調達可能な物品等の情報を適用機関に提供する。
- (2) 適用機関は、提供された情報を基に施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。
- (4) 調達の推進に当たっては、施設等の共同受注窓口の活用に努める。共同受注窓口から購入した物品等の購入額も、調達実績に含めるものとする。

#### 5 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度が終了次第、福祉保健部障害福祉課が各適用機関に照会の上、集計し、速やかに公表する。

表 2 - (2) - ア 障害者就労施設等の定義

区 分		定 義
障害者 福祉サ ービス 事業所 等	就労継続支援事 業所(A型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般等での就 労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力 の向上のために必要な訓練を行う事業所で、 <u>雇用契約に基づ く就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就 労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必 要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う もの</u>
	就労継続支援事 業所(B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般等での就 労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力 の向上のために必要な訓練を行う事業所で、 <u>雇用契約に基づ く就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産 活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上 のために必要な訓練その他の必要な支援を行うもの</u>
	就労移行支援事 業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等へ の就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力 の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必 要とする人に、昼間、入浴、排池、食事の介助等を行うとと もに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設 (就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限 る。)
	地域活動支援 センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又 は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会に おける作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必 要な費用の助成を受けている施設
共同受注窓口		受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあ っせん・仲介する業務を行う施設
在宅・就 業障害者 等	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割 合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受 けた会社
	重度障害者 多数	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継 続して雇用している事業主

雇用事業所	
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

(注) 厚生労働省の調達方針に基づき、当事務所が作成した。

表 2 - (3) - ア 平成 27 年度における甲府市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

平成 27 年度における甲府市の障害者就労施設等からの  
物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用機関

調達方針は、甲府市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が甲府市内にある、法第 2 条第 4 項に定義する施設等とする。

3 調達する物品等

市が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

施設等が提供可能であり、本市において発注可能な物品。

（例：ポケットティッシュ、花の種、図面袋、フラットファイル等の文房具、封筒、コピー用紙・色紙、簡易な看板、石鹼洗剤類、ゴミ袋、トイレトペーパー、飲料等）

(2) 役務

施設等が提供可能であり、本市において発注可能な役務。

（例：生ごみ発酵促進剤 EM ボカシ製造業務、生ごみ処理コンポスト作成業務、保管容器作成業務、清掃・除草業務などの軽作業業務等）

4 物品等の調達目標額

調達の目標は、調達額が前年度の実績を上回ることにする。

#### 5 調達推進方法

- (1) 福祉部長寿支援室障がい福祉課は、施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報をもとに適用機関に提供する。
- (2) 適用機関は、提供された情報をもとに施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

#### 6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

#### 7 調達方針の担当窓口

この調達方針及び契約に関する担当窓口は、総務部契約管財室契約課とする。ただし、施設等からの調達可能な物品等の情報収集及び適用機関への周知については、福祉部長寿支援室障がい福祉課が行うこととする。